

令和4年11月21日 公布

天龍村告示 第66号

## 天龍村龍の子留学補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、村が村外から村立の小・中学校に入学又は転学を希望する児童及び生徒の円滑な受入れを図るため、予算の定めるところにより、龍の子留学補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則（平成9年天龍村規則第3号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2条 補助の対象となる経費及び補助金額は、次のとおりとする。

### (1) 親子留学

龍の子留学実施要綱（令和4年天龍村告示第64号。以下「実施要綱」という。）第6条第1号イに規定する経費に対し交付するものとし、1世帯あたり月額8万円以内の額とする。

ただし、1月における留学期間が16日未満の場合については、月額2,600円以内の額に日数を乗じた額とする。

### (2) 孫留学

実施要綱第6条第2号イに規定する経費に対し交付するものとし、1世帯あたり月額3万円とする。ただし、1月における留学期間が16日未満の場合については、月額1,000円に日数を乗じた額とする。

2 補助金の交付は交付決定の日から最長3年間とする。

(補助金の交付申請)

第3条 実施要綱第3条第2項で留学が決定した者は、龍の子留学補助金交付申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請内容の変更)

第4条 前条の申請内容に変更が生じた場合は、龍の子留学補助金交付変更申請書（様式第2号）を村長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定及び通知)

第5条 村長は、補助金の交付申請があったときは、交付の可否を決定し、その結果を龍の子留学補助金交付（変更）決定通知書（様式第3号）又は龍の子留学補助金交付却下決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 村長は、必要に応じ選定委員会の審査を経て交付の可否を決定することができる。

(補助金の交付の方法)

第6条 前条の決定により交付決定された補助金は、原則年度末に一括で支払うものとする。  
ただし、交付決定された金額のうち9月から12月の間の年度中1回に限り、概算払の方法により交付することができる。

2 前項の概算払できる金額は、交付決定金額のうち、第2条に定める月額に経過月を乗じた金額を上限とする。

(実績報告)

第7条 規則第8条により、補助事業等が完了したときは、1か月以内に次の書類を村長に提出しなければならない。

(1) 龍の子留学補助金実績報告書(様式第5号)

(2) 龍の子留学補助金請求書(様式第6号)

(補助金の返還)

第8条 次のいずれかに該当する場合は、補助金を全額返還しなければならない。

(1) 実施要綱第9条により契約を解除したとき。

(2) その他村長が返還が適当であると認めたとき。

2 前項の補助金の返還を決定したときは、龍の子留学補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年1月1日から施行し、令和8年3月31日限りでその効力を失う、ただし、その時まで交付資格を有した場合に対する補助金等の受給権利及び返還の規定は、その行為が終わるまで、なおその効力を有する。